

「法学系」教育評価報告書

(平成13年度着手 分野別教育評価)

香川大学大学院法学研究科

平成15年3月

大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

機構の行う評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成 14 年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成 13 年度着手分については、以下の 3 区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

- 全学テーマ別評価(教養教育(平成 12 年度着手継続分)、研究活動面における社会との連携及び協力)
- 分野別教育評価(法学系, 教育学系, 工学系)
- 分野別研究評価(法学系, 教育学系, 工学系)

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

分野別教育評価「法学系」について

1 評価の対象組織及び内容

このたびの評価は、設置者（文部科学省）から要請のあった 6 大学の学部、研究科（以下「対象組織」）を対象に実施した。

評価は、対象組織の現在の教育活動等の状況について、原則として過去 5 年間の状況の分析を通じて、次の 6 項目の項目別評価により実施した。

- 1) 教育の実施体制
- 2) 教育内容面での取組
- 3) 教育方法及び成績評価面での取組
- 4) 教育の達成状況
- 5) 学習に対する支援
- 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

2 評価のプロセス

対象組織においては、機構の示す要項に基づき自己

評価を行い、自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を機構に提出した。

機構においては、専門委員会の下に評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及び対象組織への訪問調査を実施した。

なお、評価チームは、各対象組織により、教育目的及び目標に沿って評価項目の要素ごとに独自に設定された観点に基づき分析を行い、その分析結果を踏まえ、要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献（達成又は機能）の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で評価項目全体の水準を導き出した。

機構は、これらの調査結果を踏まえ、その結果を専門委員会で取りまとめた上、大学評価委員会で評価結果を決定した。

機構は、評価結果に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった対象組織について、大学評価委員会において最終的な評価結果を確定した。

3 本報告書の内容

「対象組織の現況及び特徴」、「教育目的及び目標」及び「特記事項についての所見」の「対象組織の記述」欄は、対象組織から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は評価項目ごとに、貢献（達成及び機能）の状況を要素ごとに記述している。

また、当該評価項目の水準を、これらの状況から総合的に判断し、以下の 5 種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・ 十分貢献（達成又は機能）している。
- ・ おおむね貢献（達成又は機能）しているが、改善の余地もある。
- ・ かなり貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要がある。
- ・ ある程度貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要が相当にある。
- ・ 貢献しておらず（達成又は整備が不十分であり）、大幅な改善の必要がある。

なお、これらの水準は、対象組織の設定した教育目的及び目標に対するものであり、相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善点等」として記述している。

「評価結果の概要」は、評価結果を要約して示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった対象組織について、その内容を転載するとともに、それへの機構の対応を示している。

「特記事項についての所見」の「機構の所見」欄は、全ての対象組織について、所見の記述を差し控える旨の統一的な文章を記述している。

4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象組織の現況及び特徴

対象組織から提出された自己評価書から転載

1. 現況

- (1) 機関名
香川大学
- (2) 学部・(研究科)名
法学研究科
- (3) 所在地
香川県高松市幸町2 - 1
- (4) 学科(課程)・(専攻)構成
法律学専攻
- (5) 学生数及び教員数
学生数
32名
教員数
34名

主婦等、さらには一般の学生も相当数いる。

一般選抜入試で入学した学生の中には、司法試験その他の国家試験・公務員試験を目指す者、その他民間企業への就職を希望する者等きわめて多岐にわたっている。

大学院学生の学習に対してはこれまで手厚い支援を行ってきている。新築された8階建ての総合研究棟の3階には、文科系3学部共用の院生研究室があり、1年365日、1日24時間使用できる個人机とパソコンが配備されている。また多量のコピーサービスや社会人院生のための資料室の夜間利用の便宜などをはかっている。

近時は、情報ネットワークと情報サービス機器の整備に継続的に取り組んできている。大学院の教育をより充実したものにするために、教員と院生との間で、有用な情報を迅速に交換することが重要であることから、インターネットを通じて教育に関する情報を交換し合っており、その共有情報を法学教育に活用できるように取り組んできた。

大学院における授業は特別講義と演習という形式で行っているが、いずれも少人数であるので、院生の学問的関心に合わせて内容を定めることができ、授業の満足度は高いといえよう。

修士課程の修了者の進路は、他大学の博士課程に進学した者、税理士等の資格を取得した者、公務員になった者、高校教員になった者、民間企業へ就職した者等実にさまざまである。

2. 特徴

本研究科は四国で唯一の国立大学の大学院法学研究科である。入学定員は8人できわめて小規模であるが、そのために1つの授業の受講生が3人以下の場合も珍しくないほど徹底した少人数教育を実践してきている。

平成5年という比較的早い時期に、入学試験に社会人選抜制度を取り入れ、大学院設置基準14条の特例に基づいて夜間開講と土曜日開講を実施してきている。10年間の実績と広報活動のおかげで、この社会人選抜制度は広く地域社会に浸透し、現在では、かなり定着している。その結果、社会人選抜で入学した大学院生の比重が相対的に高いのが本研究科の特徴のひとつである。

大学院学生の年齢構成は22歳から69歳と幅広い年齢層にわたっている。職業も国家・地方公務員、高校・大学の教員、企業の重役、不動産鑑定士、土地家屋調査士等広い範囲にわたっている。生涯学習を目的とした専業

教育目的及び目標

対象組織から提出された自己評価書から転載

1. 教育目的

香川大学大学院法学研究科は、1981年に設置された香川大学法学部の完成をうけて、1985年に、法学分野における高度の専門性を要する職業等に必要能力を養うことを目的に、一般学生を対象とする修士課程の大学院として設置された。本研究科は、四国で唯一の法学研究科として、四国地区の法学系大学院教育の中核機能を担うことを目指した。

その後、1993年には、地域社会における社会人のリカレント教育に対する強い要望に応えるために、社会人を対象とする社会人特別選抜制度を追加した。そこで1994年度には、社会人に配慮した教育環境を整えるために、大学院設置基準14条の特例に基づき、夜間授業を開講した。

さらに今日、司法制度改革の流れの中で、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚等を備えた法曹の養成を中心として、法的素養を身に付けた高度な専門職業人の養成が、現代日本社会の大きな課題になってきている。そこで、国民の期待に応え、国民が利用しやすい司法を実現するために、「国民の社会生活上の医師」として地域に根ざした活動をする法曹の養成を目的として、四国の高裁・高検の所在地である高松市に法科大学院を2004年に設置するための準備を進めている。四国の各機関・大学と連携するという立場から、四国弁護士会の「四国地区法科大学院設置連絡協議会」や四国国立大学協議会の「法学系専門協議会」等で鋭意検討を加えている。

以上のことを大枠として、香川大学大学院法学研究科の教育目的を具体的に箇条書きすると、以下のとおりである。

- (1) 地域に根ざした高度専門職業人の育成を主として、生涯学習教育および研究者養成の前期課程を担うために、一般学生および社会人を積極的に受け入れることを基本方針とする。
- (2) 入学者の多様な資質やニーズに柔軟に対応する高度専門職業人教育にふさわしい教育を実施する。
- (3) 地域社会で活躍できる有為な高度専門職業人を育成し、そのことを通じて地域文化の発展に寄与することを教育成果として期待する。
- (4) (1)～(3)の各段階で、適切なガイダンスやアドバイスを実施するための学生支援体制を整備する。

2. 教育目標

上記の教育目的を実現するための一般的な観点からの教育目標は、本研究科に対する一般学生および社会人の多様なニーズ・資質に柔軟に対応し、きめ細かな施策を講じることによって、高度専門職業人教育等を行うことである。

より具体的には、学生の受入、教育内容及び方法等、教育成果ならびに学習に対する支援の各項目において、以下のような教育目標を課題に掲げる。

[学生の受入]

- (1) 多様な学生に応じたきめ細かな入試方法を採用し、社会人学生のための特別な入試方法を導入する。
- (2) 社会人等が入手しやすい入試情報の多様な提供を実施する。

[教育内容及び方法等]

- (1) 法律学・政治学の科目に加えて、経済学と学際分野など、学生の多様なニーズに合った授業科目を提供する。
- (2) 高度専門職業人の育成にふさわしい大学院担当教官やジェンダー・バランスに配慮した教官の配置を行う。
- (3) 論理的思考力やコミュニケーション能力をバージョン・アップするために、きめ細かな少人数教育や双方向教育を実施する。

[教育成果]

- (1) 法律実務家、国家・地方公務員、企業法務で活躍できる高度な法的専門知識を身に付けた専門職業人を育成する。
- (2) 博士課程進学者を育成する。

[学習に対する支援]

- (1) 多様な学生に応じたガイダンスを実施する。
- (2) 法学部出身者以外の学生に対する特別な教育を実施する。
- (3) ティーチング・アシスタント制度を積極的に活用する。
- (4) 学生の自学・自習環境を整えるため、情報サービス機器等施設・設備を整備する。

評価項目ごとの評価結果

1. 教育の実施体制

この項目では、対象組織における「教育の実施体制」について、「教育実施組織の整備に関する取組状況」、「教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況」及び「学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】教育実施組織の整備に関する取組状況

教員の構成について、教員の年齢構成、性別などについて、おおむねバランスがとれていること、教員の出身大学が多様であることは高い評価が与えられる。ただし、外国人教員及び外国法専門の教員が在籍していないことについては、国際的視野の養成という点から検討の余地がある。

教育方法等の研究・研修（FD）については、大学全体の取組としては行われているものの、研究科としての取組はなされておらず問題である。

教育に当たる教員への支援体制について、資料室や学務事務の業務過多、またティーチング・アシスタント（TA）の規模や活用など、現在のところ十分でなく改善を要する。

【要素2】教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

学外者に対する教育目的及び目標の趣旨の周知・公表について、大学院入試説明会にて、「法学研究科とは」というテーマで、受験者に対して教育目的および目標の周知及び公表に努めており、また地域の企業及び官公庁の関係者を招いての「法学部教育研究懇談会」や香川・岡山両県の高等学校の教員を招いての「法学部教育連絡協議会」においても外部者に対し、周知及び公表を図っていることは特色ある取組といえる。ただし「法学部教育

研究懇談会」及び「法学部教育連絡協議会」は各々過去1回の開催にとどまり、特色ある取組といえるが継続的に行われてはいないことは改善を要する。なお、このことについて大学院説明会は年1回「法学部教育研究懇談会」及び「法学部教育連絡協議会」は前述のとおり過去1回のみ開催であり、他は機会があればその都度周知・公表を行っているにとどまり、学外者に対する周知・公表が積極的には行われていないことについて一層の工夫が望まれる。

【要素3】学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況

学生受入方針の周知・公表について、「学生募集要項」「大学院学生便覧」にアドミッション・ポリシーが明記されていないことは問題である。また、大学院説明会における周知・公表のみでは機会が十分といえず一層の工夫が望まれる。

以上の状況から、教育の実施体制の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。

特に優れた点及び改善点等

教員の構成について、教員の年齢構成、性別などについて、おおむねバランスがとれていること、教員の出身大学が多様であることは優れた点といえる。

教育方法等の研究・研修（FD）については、大学全体の取組としては行われているものの、研究科としての取組はなされておらず問題である。

教員への支援体制についても現在のところ十分でなく改善を要する。

教育目的及び目標の趣旨の周知・公表について、「法学部教育研究懇談会」や「法学部教育連絡協議会」を開催し、外部者に対し周知及び公表を図っていることは特色ある取組といえる。ただし、機会があればその都度周知・公表を行っているにとどまり、積極的には行われていないことについて改善を要する。

学生受入方針の周知・公表について、「学生募集要項」「大学院学生便覧」にアドミッション・ポリシーが明記されていないことは問題である。

2. 教育内容面での取組

この項目では、対象組織における「教育内容面での取組」について、「教育課程の編成に関する取組状況」、「授業(研究指導を含む)の内容に関する取組状況」及び「施設・設備の整備に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】教育課程の編成に関する取組状況

他研究科の授業科目の履修や他大学院との単位互換について、当研究科において認められている他の研究科の単位は、経済学研究科の4単位のみであり、またこれを取得した大学院生が過去5年間で5人に過ぎないことは社会科学の幅広い履修という点で改善を要する。また、他大学院との単位互換については地域的な制約もあるが将来の課題として検討の余地がある。

授業科目の多様性について、無体財産権法、政治行動論、情報法、法社会学という展開・発展科目が開講されており、また、平成13年度より税理士を非常勤講師として開講している「租税法特殊講義」をはじめ、弁理士、司法書士等の様々な職業を目指した大学院生の要望に対応した授業科目が設置されていることは評価できる。一方で、開講科目一覧において開講科目とされていながら、実際には開講されていない科目も見受けられる。このことは大学院生の履修希望等の要因もあるものの、ニーズに応じた授業科目の多様化およびその実施の観点からは、検討の余地がある。

【要素2】授業(研究指導を含む)の内容に関する取組状況

教育課程の編成の趣旨に沿った授業内容とするための研究科全体の取組について、研究科運営会議において検討されているが、その検討結果を踏まえた授業内容の改善については教員ごとの取組にとどまっており、組織的取組となっていないことは改善を要する。

授業内容改善のための授業評価について、修了生に対してアンケート調査を実施し、一般院生及び社会人院生それぞれのニーズ等を把握する試みを行っていることは評価できる。またその結果、7割前後の大学院生が「講義内容は充実していた」との回答であり、「修了後、大学院の学習は役に立っているか」との質問に対しては9割の大学院生が「役に立っている」または「直接ではないが、幅広い知識を身に付けることができた」との回答結果であり、かなりの大学院生が研究科の授業内容に満足しており評価できる。なお、このアンケート調査の結果についてはホームページで公開されており、受

験生や社会への情報発信の取組として評価できる。

指導教員の選定について、基本的には大学院生の希望が最優先されていることは評価できる。研究課題の設定について一般院生については希望どおりのテーマを設定でき、また、社会人院生は受験前に該当分野の教員と相談可能な制度を採用していることは優れた取組といえる。

【要素3】施設・設備の整備に関する取組状況

講義、演習等に必要な施設・設備等の整備について、院生室は実際上1人1つの机が確保され、また休日を含め24時間利用できるなど、行き届いた配慮がされている。法学資料室についても原則として21時30分まで開室されており、またセキュリティーカードによりそれ以降の時間にも自由な利用ができる点は評価できる。

図書等の整備について、基本的な図書、文献はおおむね揃っているが、最新図書や専門的な図書、文献の整備については、なお十分ではなく改善を要する。

情報ネットワークや情報サービス機器の整備について、平成6年から継続的に構築・整備が行われてきたことは評価できる。

以上の状況から、教育内容面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

特に優れた点及び改善点等

他研究科の授業科目の履修について、当研究科において認められている単位は、経済学研究科の4単位のみであり、社会科学の幅広い履修という点で改善を要する。

授業科目の多様性について、展開・発展科目が開講されており、また、様々な職業を目指した大学院生の要望に対応した授業科目が設置されていることは優れた点である。

教育課程の編成の趣旨に沿った授業内容とするための取組について、研究科運営会議の検討結果を踏まえた授業内容の改善が、組織的になされていないことは改善を要する。

大学院生のニーズ等を把握するためにアンケート調査を実施するとともに、その結果、かなりの大学院生が研究科の授業内容に満足しているという点は優れた点といえる。

施設・設備等の整備について、院生室は実際上1人1つの机が確保され、休日を含め24時間利用できることは優れた点といえる。法学資料室についても原則として21時30分まで開室されており、セキュリティーカードによりそれ以降の時間にも自由な利用ができることも優れた点といえる。

図書等の整備について、基本的な図書、文献はおおむね揃っているが、最新図書や専門的な図書、文献の整備については、なお十分ではなく改善を要する。

平成6年から継続的に情報ネットワークや情報サービス機器の構築・整備が行われてきたことは優れた取組といえる。

3. 教育方法及び成績評価面での取組

この項目では、対象組織における「教育方法及び成績評価面での取組」について、「授業形態，研究指導法等の教育方法に関する取組状況」，「成績評価法に関する取組状況」及び「施設・設備の活用に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し，それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し，水準を導き出したものを示している。また，特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】授業形態，研究指導法等の教育方法に関する取組状況

授業形態等について，双方向形式の教育が重視され少数人数教育が徹底していることは優れた取組といえる。

教材の活用や講義方法などの工夫について，シラバスの範囲内で大学院生の関心のある領域を聞き，教員が複数の教材を示したうえで，その中から大学院生に主体的に選ばせる等の特色ある取組が行われている。また，演習では，専門的なテーマを取り扱ったり，特定された分野についての論文や書籍をテキストに用いることが多いため，講義の中で常に，該当分野の一般的（概論的）な知識や考え方を補足することによって，大学院生の理解度を高めるように努めている。

法学部以外の出身者に対する履修上の配慮について，法学の関係分野の基礎的な知識を体系的に修得させるために，一定の限度において，学部の関係授業科目を履修させ，特別の指導を加えたうえで，大学院の授業科目として単位認定することができる制度は工夫された取組といえる。

学習指導法等の教育方法に関する取組について，大学院生の求める教育内容が多様であり，それに応える学習指導等を行うに当たって，少数人数教育が徹底していることから，大学院生と教員とのコミュニケーションを通じて解決されている部分も見られるものの，制度的な工夫があまりされておらず検討を要する。

【要素2】成績評価法に関する取組状況

成績評価の厳格性及び体系性について，成績評価のほとんどが「優」評価であるが，成績評価の厳格性及び体系性について，今後改善する必要がある。

修士の学位の授与方針・基準について，社会人院生に対して，実務に携わった経験を生かして独自の見解を展開することが基準とされていることは評価できる。

【要素3】施設・設備の活用に関する取組状況

情報サービス機器の活用について，大学院生がLexis-Nexisのデータベースを利用できるよう「ID」「パスワード」を交付している。また，インターネットを通じての情報検索も頻繁に利用されており，情報サービス機器の活用について，促進・向上させるための努力がなされており評価できる。

以上の状況から，教育方法及び成績評価面での取組の項目全体の水準は，教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが，改善の必要がある。

特に優れた点及び改善点等

双方向形式の教育が重視され少数人数教育が徹底していることは優れた取組といえる。

教材の活用などの工夫について，大学院生に教材を主体的に選ばせる等の特色ある取組が行われている。

成績評価のほとんどが「優」評価であるが，成績評価の厳格性および体系性について改善を要する。

情報サービス機器の活用について，促進・向上させるための努力がなされていることは優れた取組といえる。

4. 教育の達成状況

この項目では、対象組織における「教育の達成状況」について、「学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況」及び「進学や就職などの修了後の進路の状況から判断した達成状況」の要素ごとに教育目的及び目標に照らした達成の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の達成の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標に照らした達成度の状況

【要素1】学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況

修士の学位の取得状況からみた達成度の評価について、社会人院生や留学生においては、2年で修士論文を完成させることができず、3年以上を要する場合もあるが、大多数が修士論文を作成し、学位を取得している状況から判断すると、地域社会で活躍できる有為な高度職業人を育成し、これを通して地域文化の発展に寄与するという教育目的から評価できる。

高度の専門職業能力の形成からみた達成度の評価について、当研究科は大学院生の求める教育内容が多様であり、このことについて大学院生の目的ごとに、ある程度個別の教育を行うことで対応していることは評価できるが、目的・目標に掲げられている高度専門職業人の育成という面からの達成状況については十分でなく、検討を要する。

【要素2】進学や就職などの修了後の進路の状況から判断した達成状況

修了後の進路の状況からみた達成度の評価について、昨今の社会状況にかんがみると、修了生の多数が就職していることは評価できる。

就職先の状況やアンケート調査において、「修了後の進路が入学時の希望と異なる」と回答した一般院生が約6割に達し、一般院生の希望に大学院教育が応えきれていない面があり、高度職業人の養成という教育目標が十分には達成されているとはいえず改善を要する。

他大学の研究科博士課程に進学した大学院生数が5年間で2名にとどまることは、博士課程進学者の養成という目標から、なお検討の余地がある。

以上の状況から、教育の達成状況の項目全体の水準は、教育目的及び目標がかなり達成されているが、改善の必要がある。

特に優れた点及び改善点等

修了後の進路の状況からみた達成度の評価について、昨今の社会状況にかんがみると、修了生の多数が就職していることは優れた点といえる。

就職先の状況やアンケート調査から、一般院生の希望に大学院教育が応えきれていない面があり、高度職業人の養成という教育目標が十分には達成されているとはいえず改善を要する。

他大学の研究科博士課程に進学した大学院生数が5年間で2名にとどまることは、研究者養成の面で改善の余地がある。

5. 学習に対する支援

この項目では、対象組織における「学習に対する支援」について、「学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況」及び「学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況

学習支援へのガイダンスについて、新年度にガイダンスを実施し、香川大学法学部出身者による学内施設の利用等の指導や、大学院生の教育についての要望を取り入れるための学年幹事のシステムの説明を行っている。また、情報処理教育について、学部と共同で情報処理ガイダンスを実施し、法学部付設の情報機器を取り扱うための導入教育を行っており評価できる。

学習を進める上での相談体制について、基本的には指導教員が個別に大学院生の相談に対応しており、問題の解決が図られているが、制度としての相談体制の整備が不十分であり改善を要する。なお、大学院生に共通する相談については、各学年の学生幹事を通じて、教務委員が個別の相談に応じる体制をとっている。

多様な大学院生に対する支援について、他学部出身者、他大学出身者および社会人については、香川大学法学部出身者を各学年の幹事として、施設利用等につき教員とともに個別に支援している。また、生涯学習的なスタンスで入学している大学院生については、英語などの文献は基本的に利用しないなど、あまり過重な負担にならないように課題を与える際に配慮している。平日の昼間に勤務している社会人院生が受講できるようにするために、多くの授業科目を午後6時以降の6限目および7限目ならびに土曜日を授業時間として開講している。地方公務員の大学院生に、地方行政についての課題を与えるなど、社会人としての現場の実状と理論が結びつくような配慮をしている。社会人は勉強時間を確保するのが難しいと思われるので、報告に当たっては、修士論文を意識した報告をさせている。これらの取組は、多様な大学院生の

ニーズに向けて個別の対応を行っている点で評価できる。

【要素2】学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況

大学院生が自主的に学習できる環境の整備・活用について、情報ネットワークや情報サービス機器の整備を中心として院生室、法学部資料室等の学習環境の整備が十分にされていることは評価できる。

以上の状況から、学習に対する支援の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

学習を進める上での相談体制について、指導教員が個別に大学院生の相談に対応しており、問題の解決が図られているが、制度としての相談体制の整備が不十分であり改善を要する。

多様な大学院生に対する支援について、それぞれのニーズに応じた個別の配慮がなされていることは優れた点といえる。

情報ネットワークや情報サービス機器の整備を中心として院生室、法学部資料室等の学習環境の整備が十分にされていることは優れた点といえる。

6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

この項目では、対象組織における「教育の質の向上及び改善のためのシステム」について、「組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制」及び「評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況」の要素ごとに改善システムの機能の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の機能の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

改善システムの機能の状況

【要素1】組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制

組織としての教育活動を評価する体制について、平成12年度に修了生に対してアンケート調査を実施し、大学院生の教育に対する評価やニーズ等を把握する試みを行い、またこの結果について質問事項ごとに分析を行っていることは評価できる。なお、このアンケート調査結果及びその分析はホームページに掲載されており、これは特色ある取組といえる。

個々の教員の教育活動を評価する体制について、少人数教育が徹底されていることから、教育活動への要望等については、その都度個別的に対応している部分があるものの、組織的また制度としての取組が見受けられないことは改善の余地がある。

外部者による教育活動の評価について、法学部教育研究懇談会及び法学部教育連絡協議会が開催され、就職という面からの外部評価として一定の役割を果たしたものの、現状では各々1回の開催にとどまっている。また、法学研究科として外部からの体系的な評価を受け、その結果を公表する等の一層の工夫が望まれる。

【要素2】評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステム及び方策が整備されておらず、問題がある。

以上の状況から、教育の質の向上及び改善のためのシステムの項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがある程度機能しているが、改善の必要が相当にある。

特に優れた点及び改善点等

平成12年度に修了生に対してアンケート調査を実施し、分析を行っていることは優れた点といえる。また調査内容及びその結果についてはホームページに掲載されており特色ある取組といえる。

一方、外部者による教育活動の体系的な評価が実施されていないことは改善を要する。

評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステム及び方策が整備されておらず問題がある。

評価結果の概要

1. 教育の実施体制

教員の構成について、教員の年齢構成、性別などについて、おおむねバランスがとれていること、教員の出身大学が多様であることは優れた点といえる。

教育方法等の研究・研修(FD)については、大学全体の取組としては行われているものの、研究科としての取組はなされておらず問題である。

教員への支援体制についても現在のところ十分でなく改善を要する。

教育目的及び目標の趣旨の周知・公表について、「法学部教育研究懇談会」や「法学部教育連絡協議会」を開催し、外部者に対し周知及び公表を図っていることは特色ある取組といえる。ただし、機会があればその都度周知・公表を行っているにとどまり、積極的に行われていないことについて改善を要する。

学生受入方針の周知・公表について、「学生募集要項」「大学院学生便覧」にアドミッション・ポリシーが明記されていないことは問題である。

以上の状況から、教育の実施体制の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。

2. 教育内容面での取組

他研究科の授業科目の履修について、当研究科において認められている単位は、経済学研究科の4単位のみであり、社会科学の幅広い履修という点で改善を要する。

授業科目の多様性について、展開・発展科目が開講されており、また、様々な職業を目指した学生の要望に対応した授業科目が設置されていることは優れた点である。

教育課程の編成の趣旨に沿った授業内容とするための取組について、研究科運営会議の検討結果を踏まえた授業内容の改善が、組織的になされていないことは改善を要する。

学生のニーズ等を把握するためにアンケート調査を実施するとともに、その結果、かなりの学生が研究科の授業内容に満足していることは優れた点といえる。

施設・設備等の整備について、院生室は実際上1人1つの机が確保され、休日を含め24時間利用できることは優れた点といえる。法学資料室についても原則として21時30分まで開室されており、セキュリティーカードによりそれ以降の時間にも自由な利用ができることも優れた点といえる。

図書等の整備について、基本的な図書、文献はおおむね揃っているが、最新図書や専門的な図書、文献の整備については、なお十分ではなく改善を要する。

平成6年から継続的に情報ネットワークや情報サービス機器の構築・整備が行われてきたことは優れた取組といえる。

以上の状況から、教育内容面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

3. 教育方法及び成績評価面での取組

双方向形式の教育が重視され少人数教育が徹底している

ことは優れた取組といえる。

教材の活用などの工夫について、学生に教材を主体的に選ばせる等の特色ある取組が行われている。

成績評価のほとんどが「優」評価であるが、成績評価の厳格性および体系性について改善を要する。

情報サービス機器の活用について、促進・向上させるための努力がなされていることは優れた取組といえる。

以上の状況から、教育方法及び成績評価面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

4. 教育の達成状況

修了後の進路の状況からみた達成度の評価について、昨今の社会状況にかんがみると、修了生の多数が就職していることは優れた点といえる。

就職先の状況やアンケート調査から、一般学生の希望に大学院教育が応えきれていない面があり、高度職業人の養成という教育目標が十分には達成されているとはいえ改善を要する。

他大学の研究科博士課程に進学した学生数が5年間で2名にとどまることは、研究者養成の面で改善を要する。

以上の状況から、教育の達成状況の項目全体の水準は、教育目的及び目標がかなり達成されているが、改善の必要がある。

5. 学習に対する支援

学習を進める上での相談体制について、指導教員が個別に学生の相談に対応しており、問題の解決が図られているが、制度としての相談体制の整備が不十分であり改善を要する。

多様な学生に対する支援について、それぞれのニーズに応じた個別の配慮がなされていることは優れた点といえる。

情報ネットワークや情報サービス機器の整備を中心として院生室、法学部資料室等の学習環境の整備が十分にされていることは優れた点といえる。

以上の状況から、学習に対する支援の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

平成12年度に修了生に対してアンケート調査を実施し、分析を行っていることは優れた点といえる。また調査内容及びその結果についてはホームページに掲載されており、特色ある取組といえる。一方、外部者による教育活動の体系的な評価が実施されていないことは改善を要する。

評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステム及び方策が整備されておらず問題がある。

以上の状況から、教育の質の向上及び改善のためのシステムの項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがある程度機能しているが、改善の必要が相当にある。

特記事項についての所見

「対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載

対象組織の記述

司法制度改革審議会の意見書は、当面する改革の柱の1つとして人的基礎の拡充、すなわち法曹人口の大幅な増加と21世紀の司法を担うにふさわしい資質をもつ法曹の養成を提言している。これら2つの要請に応えるために、現行の制度に代わる新たな法曹制度を構築すること、すなわちアメリカ型のロースクールをモデルにした法科大学院を設置することを求めている。その設置の条件の1つとして「全国的な適正配置となるように配慮すること」をあげている点に注目しなければならない。

四国は法曹、とりわけ弁護士の過疎地域である。地方裁判所の支部のある地区に弁護士が1人しかいない、あるいは1人もいない地区のことをゼロワン地区と呼んでいるが、四国4県の地方裁判所支部11のうち6地区がこれに該当する。

本法学部に法科大学院が設置されることは、地方に存在する国立大学の法学部の1つとして、とりわけ上記のように弁護士の過疎地域である四国における唯一の国立大学の法学部として、司法制度改革審議会の意見書の提言にも適合し、地域の強いニーズと熱い期待に応えることになる。

本法学部が立地する高松市は、全国に8つしかない高等裁判所と高等検察庁の所在地でもあり、いうならば四国における司法の中核都市である。法科大学院が設置される場所として、高松市がもっともふさわしい立地上の条件を備えていることは衆目の一致するところである。

この自覚のもとに、2004年の法科大学院の開校に向けて、2年半前から精力的に検討を重ねてきている。それとともに四国国立大学協議会のもとにおかれている法学系専門協議会の場において、四国の他の3大学、すなわち愛媛大学、高知大学、徳島大学との間で香川法科大学院の設置への具体的な連携協力のあり方について検討してきている。

法科大学院の設置にともなって、既存の法学部と一般の大学院法学研究科を改組することが必要になってくる。とりわけ法学部の存在意義が問われるので、法科大学院設置後の新しい法学部の教育目的及び目標、それを達成するための教育の実施体制や教育内容等について、鋭意検討を加えているところである。同様に一般の大学院についても、学部の問題と同時併行して検討しているところである。

機構の所見

記述された特記事項は、自己評価の結果を踏まえたものというより、それを離れて法科大学院に関する将来構想等自体の説明に重点が置かれており、そうした将来構想に関して機構として所見を述べることは適当でないと判断した。したがって、所見の記述は、今回、差し控えることとする。